

技能職員等の給与に関する規則及び会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第2号

技能職員等の給与に関する規則及び会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則  
(技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(給与)			(給与)		
第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]			[略]		
第7条の8第1項	[略]	紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、久慈東高等学校、 <u>一戸高等学校</u> 、農業高等学校又は工業高等学校	第7条の8第1項	[略]	紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、久慈東高等学校、 <u>北桜高等学校</u> 、農業高等学校又は工業高等学校
[略]			[略]		
2	[略]		2	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則(令和元年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(特殊勤務手当)		(特殊勤務手当)	
第5条 特殊自動車運転作業手当は、紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、久慈東高等学校、 <u>一戸高等学校</u> 、農業高等学校又は工業高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の8第1項各号に規定する作業に従事したときに、支給する。		第5条 特殊自動車運転作業手当は、紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、宮古商工高等学校、久慈東高等学校、 <u>北桜高等学校</u> 、農業高等学校又は工業高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の8第1項各号に規定する作業に従事したときに、支給する。	
2～4	[略]	2～4	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。